

部落差別解消法 が施行されました

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が2016年12月16日、公布・施行されました。この法律の目的には、「現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、（中略）部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記され、国が部落差別を許さないことを明確にしました。

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会は、部落差別解消法を活かしながら人権確立社会の実現に向けて、現在発生している確信犯的差別行為に歯止めをかける「差別禁止法」、その被害者を救済する「人権侵害救済法」の制定を国に強く求めています。

人ある限り人権を。



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会

構成団体：鳥取市・倉吉市・米子市・境港市・岩美町・八頭町・若桜町・智頭町・湯梨浜町・三朝町・北栄町・琴浦町・大山町・日吉津村・伯耆町・南部町・江府町・日野町・日南町・日本労働組合総連合会鳥取県連合会・部落解放同盟鳥取県連合会